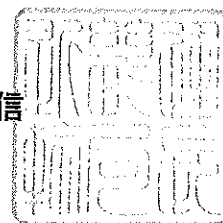


公 示

「特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成23年5月20日付け近運自二公示第7号）1. 及び3. (1)に基づく対象地域及び対象事業者について、下記のとおり定めたので公示する。

平成23年5月20日

近畿運輸局長 原 喜 信



記

1. 対象地域

大阪府	大阪市域交通圏 河南交通圏 河南B交通圏 泉州交通圏
京都府	京都市域交通圏
兵庫県	姫路・西播磨交通圏
滋賀県	湖東交通圏

2. 対象事業者

基準車両数からの減休車率が、次の割合以上である一般タクシー事業者とする。

大阪府	大阪市域交通圏	20.5%
	河南交通圏	11.6%
	河南B交通圏	9.8%
	泉州交通圏	23.3%
京都府	京都市域交通圏	9.1%
兵庫県	姫路・西播磨交通圏	12.5%
滋賀県	湖東交通圏	2.1%

附 則

1. この公示は、公示の日から適用する。